

## 死亡届についての注意

親族、親族ではない同居人、家主などが届出人となることができます。届出義務者は、その死亡の事実を知った日から3ヶ月以内(日本国内では7日以内)に当館まで届出て下さい。

1 提出された書類(旅券を除く)はお返ししませんので、ご了承ください。オリジナルが提出できない場合は、certified copy (または notarized copy)を提出してください。

2 故人の旅券については、穴を空け失効処理をした後は返却いたします。

3 当館に死亡届を届け出た場合、その死亡届が本籍地の市区町村役場に到達するまでにはかなりの日数を要します。それまでの間は市区町村長より火葬又は埋葬許可書が発行されないこととなります。従って、遺体を日本に移送し、火葬又は埋葬をご希望される方は、戸籍法 87 条 2 項の規定に基づいて、死亡届は本邦のご遺族の方から、火葬又は埋葬許可書を受けようとする市区町村長へ直接行って下さい。その際には死亡の事実を証する書面として、死亡証明書(カウンティ発行のもの)の原本(和訳文も必要です)を、死亡届に添付する必要があります。

4 届出人が米国籍者の場合、届出人署名欄は英語でしてください。印や拇印は必要ありません。

5 ご遺灰を日本へお持ちになる際、当館からの遺骨証明書等は必要ではありませんが、日本へ入国される際に税関においてご遺灰を持っていることを申告して下さい。遺骨証明書(Certificate of Ashes)をお取りになりたい場合は、当館へお問い合わせ下さい。(TEL: 303-534-1151)